

証券取引約款（法人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p><b>(約款の趣旨)</b>                      第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（法人のお客さまに限りま）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の「MUMSS口座」（次条に定義します）による取引に関し、権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2 「MUMSS口座」および「PB口座」（次条に定義します）の両方をお持ちのお客さまがこの約款で定めるサービス等を受けるためには「PB口座」によらず「MUMSS口座」による必要があります。</p>	<p><b>(約款の趣旨)</b>                      第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（法人のお客さまに限りま）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p>
<p><b>(定義)</b>                      第2条 (現行どおり)                      (1)～(7) (現行どおり)                      (8) MUMSS口座                      「PB口座」に該当しない口座をいいます。                      (9) PB口座                      以下の①または②に該当する口座をいいます。                      ① 2020年7月末日までに旧三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社で開設された口座                      ② 2020年8月以降、PB口座にかかる所定の申込書を当社に提出し、当社がPB口座としての開設を承諾した口座</p>	<p><b>(定義)</b>                      第2条 (省 略)                      (1)～(7) (省 略)                      (追 加)                      (追 加)                      (追 加)                      (追 加)</p>
<p><b>(その他の連絡事項)</b>                      第20条 (現行どおり)                      (1) (現行どおり)                      (2) 混合保管中の債券について第25条の規定に基づき決定された償還額                      (3) (現行どおり)                      2 (現行どおり)</p>	<p><b>(その他の連絡事項)</b>                      第20条 (省 略)                      (1) (省 略)                      (2) 混蔵保管中の債券について第25条の規定に基づき決定された償還額                      (3) (省 略)                      2 (省 略)</p>
<p><b>(保護預り証券の保管方法および保管場所)</b>                      第23条 (現行どおり)                      (1) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。                      (2) 第(1)号に規定する場合であっても、お客さまの特段のお申出により当社において保管する場合については、当社において安全確実に保管します。この場合、債券または投資信託受益証券については、特にお申出のない限り他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管します。なお、当社における保護預り証券の保管業務等は、第三者機関に委託することがあります。                      (3) (現行どおり)</p>	<p><b>(保護預り証券の保管方法および保管場所)</b>                      第23条 (省 略)                      (1) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。                      (2) 第(1)号に規定する場合であっても、お客さまの特段のお申出により当社において保管する場合については、当社において安全確実に保管します。この場合、債券または投資信託受益証券については、特にお申出のない限り他のお客さまの同銘柄の証券と混蔵して保管します。なお、当社における保護預り証券の保管業務等は、第三者機関に委託することがあります。                      (3) (省 略)</p>
<p><b>(混合保管等に関する同意事項)</b>                      第24条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。                      (1)(2) (現行どおり)</p>	<p><b>(混蔵保管等に関する同意事項)</b>                      第24条 前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。                      (1)(2) (省 略)</p>
<p><b>(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)</b>                      第25条 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>	<p><b>(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)</b>                      第25条 混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>
<p><b>(償還金等の代理受領等)</b>                      第29条 保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第25条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ）または利金（分配金を含みます。以下同じ）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金または利金の支払状況によっては、お客さまへのお支払いが予定日より遅延する場合があります。</p> <p style="text-align: right;">2020年8月</p>	<p><b>(償還金等の代理受領等)</b>                      第29条 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第25条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ）または利金（分配金を含みます。以下同じ）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金または利金の支払状況によっては、お客さまへのお支払いが予定日より遅延する場合があります。</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>

## 外国証券取引口座約款（法人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p><b>(外国証券の混合寄託等)</b></p> <p>第4条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社にかかる口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>3 前項により混合寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p><b>(寄託証券にかかる共有権等)</b></p> <p>第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券および他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社にかかる口座に外国株式等を記載または記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拋法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2020年8月</p>	<p><b>(外国証券の混蔵寄託等)</b></p> <p>第4条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社にかかる口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>3 前項により混蔵寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>4 (省 略)</p> <p><b>(寄託証券にかかる共有権等)</b></p> <p>第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券および他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社にかかる口座に外国株式等を記載または記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拋法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>